

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イエローハット利府店・T S U T A Y A利府店  
宮城郡利府町利府字新揺橋75番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ホットマン 代表取締役 伊藤 信幸  
仙台市太白区西多賀四丁目4番17号

3 市町村の意見の概要

- （1）地域への貢献活動について，まちづくりの取組に関し，地域イベントや祭りの協力とあるが，他の自治体で取り組んでいるイベント貢献の事例や，本町では，どのような形でイベント協力いただけるのかご教示頂きたい。（例えば，ボランティアなど人的な協力なのか，協賛等での協力なのか。）
- （2）騒音規制法施行令（別表第一，別表第二），振動規制法施行令（別表第一，別表第二）に該当する場合には，生活安全課環境生活班に届出をすること。また，騒音規制法，振動規制法その他関係法令を遵守すること。
- （3）町道への出入箇所において，視認性の確保に努められたい。（カーブミラー等を設置するなど，管理も含め安全対策について検討願いたい。）特に，北側の出入り口から，より多くの車両を退店させる計画のようであるが，B棟が道路境界線に近い位置に建築されるようであり，視認性がどの程度確保されているか不明である。
- （4）出店計画概要書に基づき，乗入出入口の協議，道路法第24条工事施工承認申請を行うこと。また，出入口3は左折I N左折O U Tであれば，町道にポストコーンの設置をご検討いただきたい。
- （5）建築物給水事前協議を行うこと。排水設備，除外施設等について事前協議を行うこと。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び利府町役場

6 縦覧期間

令和元年6月19日から令和元年7月19日まで（ただし，閉庁日を除く。）